DLab パートナーズ年会費等について

1. 年会費

DLab パートナーズ規約(以下、「規約」という。)第 4 条第 1 項に定める年会費は、1 法人・団体あたり 20 万円とする。但し、令和 2 年 3 月 31 日までに会員資格を取得した法人及び団体は、令和 2 年 3 月 31 日までの年会費は無料とする。

2. オプション料

規約第7条第2項に定めるオプション料は、1回あたり50万円とする。

3. 年会費、オプション料の納入方法

本学協賛金等取扱要項に基づき学内手続きを行い、担当者あてに発送する「納入依頼書」により、指定の口座への銀行振込にて納入する。

※ 上記の方法により納入し難い場合には、入会申請時に申し出ること。

4. 支払期限

前項「納入依頼書」記載の納入日まで。

5. 裁定の改廃: 本裁定の改廃を行う場合、DLab 事務局は、変更後の裁定の効力発生日の 1 か月前までに、変更後の裁定の内容を会員に通知するものとする。

附則

改定後の DLab パートナーズ年会費等についての規定は、令和3年5月10日から適用する。

以上